

県有施設借受団体募集要項

宮城県では、NPO活動促進策の一環として、県が所有する遊休施設等をNPOの活動拠点として比較的安価な賃借料で貸付けする事業を実施しています。

この度、次の施設について借受団体を募集します。

借受団体は、機会の公平性を確保するため、公募を行い、企画コンペを実施して決定します。

1 借受団体を募集する施設

名称 宮城県民間非営利活動施設第6号（旧白石高等学校校長宿舎）

住所 白石市南町一丁目2-68



2 募集团体数

1 団体

3 貸付けする施設の概要及び貸付料

宮城県民間非営利活動施設第6号（旧白石高等学校校長宿舎）

構造等	軽量鉄骨造	階数	1階	建設年	昭和54年
貸付面積	延床面積 85.14 m ² （敷地面積 216.29 m ² ）				
貸付料	年額 180,000 円程度	月額	15,000 円程度		

※上記貸付料は、民間非営利活動施設の管理に関する規則による減免後の金額です。ただし、県の規定により貸付料の基礎となる財産価格の改定が行われ、実際の貸付料と異なる場合があります。

※賃借人の住居を兼ねることはできません。

4 貸付条件

(1) 貸付期間

貸付期間は、5年間とします。（5年後に再契約を行うか否かは、借受団体の事業実績、施設の状況等を勘案して判断します。再契約の契約期間は5年以内とし、以後の貸付は再公募となります。）

(2) 備品等の準備

備付け以外の備品、什器類は、借受団体が準備します。施設にあらかじめ付帯している備品等は、借受団体が不要な場合であっても、原則として、撤去・処分等の要望には応じません。

(3) 光熱水費等

光熱水費、電話等の設置に係る電話加入権、設置料、通話料等は借受団体が負担します。

(4) 施設に附帯する設備等の点検に係る借受団体の負担

施設の利用計画によっては法令の定めにより防災設備等の設置や行政庁への届出等が必要となり、負担いただく場合があります。

(5) 地元町内会との協議等

施設の利用にあたっては、隣接する地元町内会等との協議及び覚書等を整備することが必要な場合があります。

(6) 施設管理に係る借受団体と宮城県の責任分担等

内 容	借受団体	宮城県	備考
清掃	○		
施設（建物、工作物、機械設備等）の保守点検	○		
施設の修繕	○	△	※1
安全衛生管理	○		
転貸借契約	○		
事故・火災等による施設の損傷	○		
施設利用者の被災に対する責任	○		
保険等の加入	○		※2
包括的な管理責任	○		

※1 ①建物の基本的な構造物の修繕（大規模修繕）以外は借受団体の負担となります。
②水道・ガス・電気の使用に要するパッキン等の交換費用等（小修繕）は借受団体の負担となります。

※2 事業の内容により、保険等へ加入していただく場合があります。

(7) 施設の転貸

事業を実施する上で必要な場合は、貸付施設の一部を借受団体(特定のNPO法人又は複数のNPOで構成する集合体)から他のNPOへ転貸することも可能です。この場合、転貸を受けるNPOや、集合体の構成員であるNPOが貸付施設で行う事業についても一体的に審査・選考の対象になりますので、貸付申請書(使用計画等)の作成に当たっては、これらのNPOの使用計画等をできるだけ具体的に記載してください。なお、借受団体が転貸人から徴収する転貸料の総額と借受団体の占有する面積に応じた金額の合計(共益費を除く。)が、県に納入する貸付料を超えることはできませんので、御注意願います。

(8) 借受け後の実績報告

借受団体は、毎年度実績報告書(収支計算書等を含む。)を宮城県に提出します。なお、実績報告書に基づきヒアリングを実施するとともに、原則として内容は一般に公表します。

※貸付けに当たっては、「財産の交換、譲与等に関する条例(昭和39年3月26日宮城県条例第19号)」、「公有財産規則(昭和39年3月30日宮城県規則第8号)」、「民間非営利活動施設の管理に関する規則(平成16年10月12日宮城県規則第106号)」の定めるところによる。

5 募集团体の資格要件

(1) 施設の貸付けを受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とします。

イ 「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」(平成10年宮城県条例第36号)第2条第2項に規定する「民間非営利活動団体」であること。

宮城県の民間非営利活動を促進するための条例第2条

第2条 この条例において、「民間非営利活動」とは、営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動をいう。

2 この条例において、「民間非営利活動団体」とは、継続的に民間非営利活動を行う団体をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

ロ 宮城県内を主たる活動地域とする団体であること。

(2) 次のいずれかに該当する団体(法人格を有しない団体の場合は、その代表者又は管理人)は、申請者となることはできません。

イ 成年被後見人など法律行為を行う能力を有しない者

ロ 破産者で復権を得ない者

ハ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する団体

地方自治法施行令第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

1. 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
2. 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
3. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
4. 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
5. 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
6. 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

ニ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

ホ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

6 応募に必要な書類

下記の表（1）から（8）までの書類を「7 提出方法等」のとおり提出してください。

なお、（2）の「使用計画書」の作成に当たっては、実施しようとしている事業の内容が、建築基準法や消防法、その他関連する法令等に適合するものであることをあらかじめ担当官公庁に確認願います。この確認が行われていない事業については、申請書を受け付けできない場合があります。

種別	部数
(1) 民間非営利活動施設貸付申請書（様式第1号）	1
(2) 民間非営利活動施設の使用計画書（様式第2号） ※電子データでの提出も御協力願います。	1
(3) 施設利用計画図面（フリーハンド可）	1
(4) 団体情報概要（様式第3号）	1
(5) 貸借対照表（直近3年度分）※1	1
(6) 事業報告書（直近3年度分）※1：任意様式	1
(7) 団体の定款または規約	1
(8) 役員名簿（（1）の貸付申請書の提出時点）：任意様式	1

※1 事業期間が3年に満たない場合には、事業実績のある期間。ただし申請にあたって新たな団体を設立した場合などは、県が別に指定する資料を御提出いただく場合があります。

※2 様式のサイズは、全てA4とします。

※3 上記（2）、（3）、（4）の補足を行う場合のみA4各一枚以内で参考資料の添付を認めます。

※4 提出書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

※5 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めません。

7 提出方法等

(1) 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県庁13階
宮城県環境生活部共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班
電話：022-211-2576

(2) 提出方法

持参又は一般・簡易書留若しくは配達証明等の配達の記録が残る方法で提出して下さい。
なお、提出された資料については、一切返却しません。

(3) 提出期限

随時受け付けし、応募があった場合は、申請の日の属する月の月末で応募を締切ります。

8 審査・選考方法等

(1) 審査・選考方法について

審査・選考委員会においてヒアリングを行い、本事業の目的に照らして最も優れた企画と認められた団体（及び次点の団体）を審査・選考します（選考すべき団体がないと選考委員会が判断した場合は、「選考団体なし」となる場合もあります）。借受団体は、審査・選考委員会の選考結果を基に県が決定します。

審査結果によっては、該当する団体を選考しない場合もあります。

ヒアリングを行う団体は3団体程度とし、それを超える応募があった場合は、書類による第1次審査・選考を行います。（詳細は、別資料「借受候補団体審査・選考要領」を参照願います。）

(2) 書面による質疑・応答について

提出された使用計画書等の内容について、ヒアリング前に確認が必要であると選考委員が判断した際には、書面による質疑・応答を行います。質疑・応答の内容は原則としてホームページに公表します（ただし、公表しないことに合理的な理由があると県が認める場合は公表しないこともあります）。

(3) ヒアリングについて（第2次審査・選考）

イ 日程等

日時、場所等の詳細については、後日ヒアリングを行う団体に通知します。

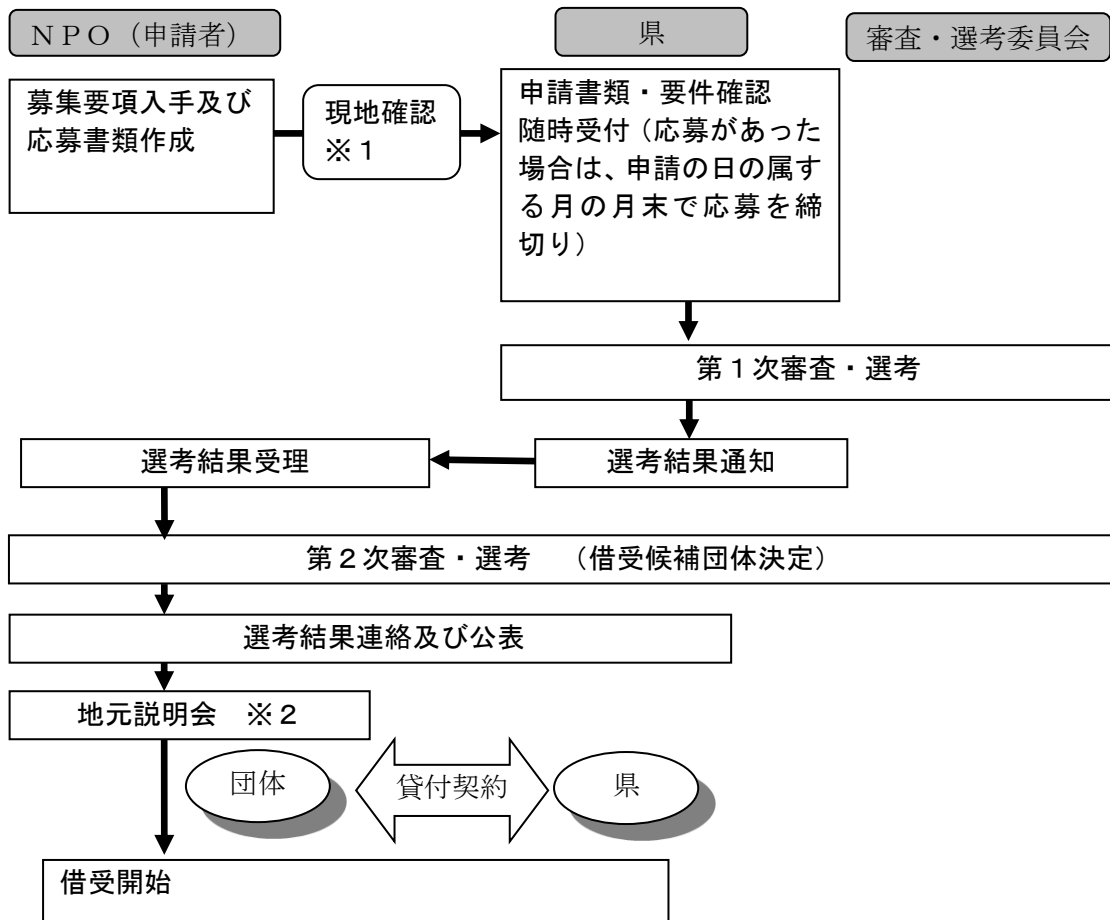
ロ 方法

- ・ ヒアリングは、3名以内の出席を求めて実施します。
- ・ ヒアリングの内容は、使用計画書の説明及び審査・選考委員からの質疑とします。
- ・ ヒアリングの時間は、1団体当たり説明15分、質疑20分程度とします。
- ・ ヒアリングは非公開とし、選考結果のみ公開します。

(4) 審査・選考について

「宮城県民間非営利活動促進委員会拠点部会」で審査の上、借受候補団体を選考します。

9 スケジュール



※1 施設は管理上の理由から関係者以外立入禁止としておりますので、県の許可なく敷地内に侵入することは固くお断りいたします。

※2 地元説明会は、必要性のある場合、県と借受候補団体の主催により、施設周辺住民に対して行い、地元説明会の結果を踏まえて、貸付契約を締結します。

10 募集要項の入手等

募集要項等は、以下の方法により入手できます。

- (1) ホームページからダウンロード
宮城県ホームページURL 「<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/prom-r5koubo.html>」
- (2) 募集要項配布窓口
 - イ 宮城県環境生活部共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班
〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 電話：022-211-2576
 - ロ みやぎNPOプラザ
〒983-0851 仙台市宮城野区榴ヶ岡5 電話：022-256-0505
- (3) 郵送
上記共同参画社会推進課にご連絡をいただければ、郵送します。

11 失格事項

申請者が提出した民間非営利活動施設貸付申請書等が次の事項のいずれかに該当する場合は、原則として失格とします。

- (1) 複数の民間非営利活動施設貸付申請書を提出したとき。
- (2) この要項で定める提出方法を遵守せずに提出したとき。
- (3) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
- (4) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないとき。
- (5) 虚偽の内容が記載されているとき。

- (6) 提出期限後に内容を変更した場合。
- (7) その他不正な行為があった場合。

12 その他

- (1) 申請に関する費用負担
申請に要する費用は、全て申請者の負担となります。
- (2) 質問及び回答について
民間非営利活動施設貸付申請書作成に関する質問は、下記により受け付けします。質問及び回答は、県のホームページにも掲載します。
 - イ 受付期間
随時受け付けし、応募があった場合は、申請の日の属する月の月末で応募を締切ります。
 - ロ 質問受付方法
質問は、郵送又は電子メールで受け付けます。
 - ◎問い合わせ先
〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県庁13階
宮城県環境生活部共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班
電話番号：022-211-2576 Eメール：kyoshan@pref.miyagi.lg.jp
 - ハ 質問の記載事項
質問事項の他に、次の事項も必ず記載してください。
記載事項：申請団体名、申請団体の所在地及び担当者の所属・氏名、電話番号
- (3) 貸付条件の変更等について
当要項に規定する貸付条件に変更があった場合等は、当課のホームページ（上記10（1）のURL参照）に掲載しますので、申請に当たっては事前に必ず御確認願います。

※いずれの施設も築造から長年経過し、設備等が老朽化しているため、必ず現地確認の上、利用申請してください。